

## 岩倉市水道事業検針徴収総合業務委託プロポーザル募集要領

### 1. 委託業務名

岩倉市水道事業検針徴収総合業務

### 2. 公募の趣旨

水道料金等の検針徴収業務について適正且つ円滑な実施を図り、事務の効率化、経費削減を目指すため、岩倉市水道事業が委託する岩倉市水道事業検針徴収総合業務について、受託者を募集するもの。

### 3. 業務の概要

#### (1) 委託業務の内容

検針徴収、窓口業務、給水停止業務等

別添「岩倉市水道事業検針徴収総合業務仕様書」のとおり

#### (2) 業務を行う場所

岩倉市役所 建設部上下水道課内

#### (3) 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

#### (4) 業者決定方法

公募型プロポーザル方式

#### (5) 発注者及び所管課

##### ア 発注者

岩倉市水道事業 岩倉市長 久保田 桂朗

##### イ 所管課

岩倉市建設部上下水道課上水道グループ

住所：〒482-8686 岩倉市栄町一丁目6番地

電話：代表 0587-66-1111 内線 678

直通 0587-38-5815 FAX 0587-66-7135

E-mail:jogesui@city.iwakura.lg.jp

<http://www.city.iwakura.aichi.jp>

### 4. 公募方法

岩倉市ホームページにおいて公開。

### 5. スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとする。

内 容	年 月 日
(1) 公募期間（参加意思表明期間）	令和5年10月4日（水）から令和5年10月17日（火）午後5時まで（必着）
(2) 質問書受付期間	令和5年10月4日（水）から令和5年10月17日（火）午後5時まで（必着）
(3) 質問に対する回答	令和5年10月31日（火）までに参加意思表明者全員へメールで回答を送付

内 容	年 月 日
(4) 提案書等の提出期限	令和5年11月17日(金)午後5時まで(必着)
(5) 一次審査(書類審査)結果の通知	令和5年12月1日(金)までに結果をメールで送付
(6) 二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)	令和5年12月20日(水)午前 (参加者数によって開始時間が異なります。)
(7) 審査結果の通知	令和5年12月27日(水) 発送
(8) 岩倉市ホームページにて公表	令和5年12月27日(水)
(9) 協議及び契約締結	令和6年1月

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合もある。その場合、参加意思表明後は文書にて通知することとする。

## 6. 参加資格要件

参加資格は、委託期間中に安定して本業務を遂行できる能力を有する法人で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内の地方公共団体、水道事業団等から、同等の業務を受託した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始申し立てを行っていない者であること。
- (4) 提案期間から事業者決定の日までに、岩倉市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 同種の事業に対し、契約不履行行為等不法行為をしていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者に該当しないこと。

## 7. 公募(参加意思表明)

本業務に係る提案書・見積書の提出を希望する事業者は以下のとおり書類を提出するものとする。

### (1) 提出書類

- ア 参加意思表明書(様式第1)
- イ 誓約書(様式第2)
- ウ 参加資格確認書(様式第3)
- エ 会社概要書(様式第4)

### (2) 提出方法

#### ア 受付期間

令和5年10月4日(水)から令和5年10月17日(火)まで

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後

5時まで。

郵送の場合は、令和5年10月17日（火）午後5時までに市役所必着

イ 提出方法及び提出先

岩倉市役所3階建設部上下水道課へ持参又は郵送により提出。

なお、郵送で提出する場合は、封筒の表面に朱書きで「岩倉市水道事業検針徴収総合業務委託プロポーザル参加意思表明書在中」と記載すること。

## 8. 質疑

本業務に関する質疑については質問書（様式第5）を提出すること。

### (1) 受付期間

令和5年10月4日（水）から令和5年10月17日（火）まで

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。郵送又は電子メールの場合は、令和5年10月17日（火）午後5時までに市役所必着

### (2) 提出方法及び提出先

表題を「岩倉市水道事業検針徴収総合業務委託プロポーザル質問書」とし、上下水道課宛てに提出すること（質問書については、電子メールでの提出も可）。

### (3) 質問に対する回答

令和5年10月31日（火）までに、全ての質問及び回答についてまとめたデータを、参加意思表明書が提出されている全事業者に対して、電子メールにて送付する。

### (4) その他

ア 質問者の名称等は非公開とする。

イ 審査に関する質問については回答の対象外とする。

ウ 原則として、回答後の再質問は認めない。

エ 内容によっては、上記回答予定日までに回答できないことがある。

## 9. 提案書等の提出

7の公募（参加意思表明）により期日までに提出書類（様式1～4）を提出した事業者は、以下（2）に示す書類一式を1部とその写し5部、及びPDFデータを提出する。

### (1) 提出期限

令和5年11月17日（金）

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。

郵送の場合は、令和5年11月17日（金）午後5時までに市役所必着

### (2) 提出物

ア 提案書（A4ファイル綴じ）

下記順序により提案すること

(1) 会社の概要

(2) 他の地方自治体における受託実績

(3) 委託業務に対する提案

① 受付に関する業務

② 点検（検針等）に関する業務

- ③ 水道料金等の収納に関する業務
- ④ 開栓及び閉栓等に関する業務
- ⑤ 水道メーターの検定満了取替に関する業務
- ⑥ 給水停止措置に関する業務
- ⑦ 受託業務におけるトラブル及び苦情処理体制
- ⑧ 業務従事者の体制
- ⑨ 守秘義務遵守の具体的な対策
- ⑩ 災害時及び緊急時対策等の危機管理体制

(4) 業務従事者の状況

- ① 業務従事者の配置計画、役割分担
- ② 業務責任者の経験及び知識等
- ③ 業務従事者の研修内容及び方法

(5) その他委託業務全般に対する特色のある提案等

イ 見積書（封筒に入れ封印）

(3) 提出方法

岩倉市役所3階建設部上下水道課へ持参又は郵送により提出。

なお、郵送で提出する場合は、封筒の表面に朱書きで「岩倉市水道事業検針徴収総合業務委託プロポーザル提案書等在中」と記載すること。また、PDFデータについては、電子メールで提出すること。

(4) 提案書等の提出辞退

参加意思表明書を提出した後に辞退する場合は、辞退する旨及び辞退理由を明記した書面（様式は任意）をもって行うものとする。なお、辞退による不利益は生じない。

10. 一次審査（書類審査）

書類審査により総合的に評価し、二次審査実施事業者を決定する。また、参加意思表明の提出書類の提出が3事業者に満たない場合、参加意思表明の提出書類を提出した全ての事業者で二次審査を実施するものとする。

11. 一次審査結果の通知・公表

12月1日（金）までに電子メールにて各事業者へ通知する。なお、審査内容については公表しない。また、この審査結果についての異議等は受け付けない。

12. 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

(1) 実施日時

12月20日（水）午前中の事業者ごとに指定した概ね40分間

※ 実施時刻については、一次審査結果を送付する際に通知する。

(2) 実施場所 岩倉市役所7階 大会議室

(3) 時間配分

各事業者概ね40分間（プレゼンテーション30分、ヒアリング10分）

※ プレゼンテーションの出席者は4人以内とする。

(4) 実施環境

プレゼンテーションに必要な一切の機器（パソコン、プロジェクタ等）については提案事業者にて準備すること。なお、スクリーンについては、会場にあるものを使用することができる。

### 1 3. 優先交渉事業者選定方法

#### (1) 優先交渉事業者の選定

一次審査及び二次審査の内容を総合的に評価し、優先交渉事業者及び第2位優先交渉事業者を決定する。なお、場合によっては、個別で優先交渉事業者を選定する場合もある。

#### (2) 審査方法

岩倉市水道事業検針徴収総合業務受託者選定委員会（仮称）を設置し、提案書等の審査、評価及び受託候補者の選定を行う。

#### (3) 評価基準

選定にあたっては、以下の項目を重視し評価する。

ア 他の地方自治体における受託実績

イ 水道料金等の収納に関する業務

ウ 受託業務におけるトラブル及び苦情処理体制

エ その他委託業務全般に対する特色のある提案等

### 1 4. 二次審査結果の通知・公表

二次審査参加事業者に12月27日（水）までに結果を発送する。同日岩倉市ホームページに公表する。なお、事業者ごとに評価は公表しない。また、審査結果についての異議等は受け付けない。

### 1 5. 契約の締結について

(1) 優先交渉事業者と協議が整い次第、仕様書を確定させ地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に規定された随意契約の方法により、契約手続きを進めるものとする。

13の優先交渉事業者選定方法（2）に基づき、それぞれ別に優先事業者が選定された場合は、それぞれの優先交渉事業者と仕様書の協議を行い、契約手続きを進めることとする。

ただし、優先交渉事業者が契約を辞退した場合、又は、交渉において本業務を履行できないと判断した場合においては、第2位優先交渉事業者と契約手続きを進めるものとする。

(2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに協議した結果、採択された提案と変更が生じる場合がある。

(3) 契約期間については、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の長期継続契約により契約を締結するものとする。

(4) 支払いは契約金額の総額を60ヶ月で均等に支払うものとする。

(5) 受託者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自己の責任において、既存業務の引継ぎ及び本業務の準備期間を設けるものとする。この準備期間における必要な経費については、受託者が負担するものとする。

### 1 6. 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、失格とする。その事実が判明したときに提案後であった場合は、その者の提案は無効とする。

(1) 提出物に虚偽の記載があるとき。

(2) 正当な理由なくプレゼンテーションに不参加もしくは遅れたとき。

(3) 所定の日時及び提出先に書類を提出しないとき。

- (4) 自己のほか、他の代表者を兼ねて提案したとき。
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (6) その他申請に際して不正な行為があった場合又は岩倉市水道事業が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき。

#### 17. その他

- (1) このプロポーザルに参加するために必要となった費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類及び電子データは返却しない。
- (3) 提出された書類及び電子データは、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製をすることがある。
- (4) 提出された書類及び電子データ以外に審査に必要な書類の提出を求めることがある。
- (5) 提案書等の提出は一つの事業者につき、一つ限りとする。
- (6) プロポーザルに参加する者は、優先交渉事業者決定後において、この募集要領の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (7) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属する。

ただし、岩倉市水道事業が公表等に必要と判断した場合は無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案書を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとする。

なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはないが、「岩倉市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当部分を明らかにしておくこと。
- (8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については岩倉市水道事業が定める。